

2施第137号
令和3年(2021年)3月15日

(一社)長野県電設業協会会長様

長野県建設部施設課長

「長野県営繕工事の手引き」について(通知)
(従前の「長野県建築工事の手引き」の改訂)

日頃から、本県の営繕行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記手引きにつきましては、従来、「長野県建築工事の手引き」として県発注の建築関係工事を行う際に使用してきましたが、改元や関係規定の見直し等を反映すると共に、書類の簡素化についても検討結果を反映するため、今般、別添のとおり見直しを行いました。

つきましては、下記により運用を始めますのでご承知置きください。

なお、今回の改訂に併せ、表題を「長野県建築工事の手引き」から「長野県営繕工事の手引き」に変更しておりますので申し添えます。

記

1 改訂後の手引き

別添のとおり

なお、長野県のホームページ(施設課のページ)にも掲載しております。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shisetsu/kensei/soshiki/soshiki/kencho/shisetsu/index.html>

また、主な改正点は別紙のとおりです。

2 運用開始時期

令和3年4月1日以降に契約する工事から適用

長野県 建設部 施設課
課長:塩入 一臣
担当:久保田達也
電話:026-235-7343
e-Mail:shisetsu@pref.nagano.lg.jp

「長野県営繕工事の手引き」について

(従前の「長野県建築工事の手引き」からの主な改正点)

前回更新時(H24.4)以降の関係規定等の変更を反映させるとともに所要の改正を行うものです。

1 共通

建築工事以外にも電気設備工事や機械設備工事を含むためタイトルを変更するとともに文言の統一を図りました。

(1) タイトルの変更

・「長野県建築工事の手引き」 → 「長野県営繕工事の手引き」へ

(2) 文言の修正

・請負者 → (工事)受注者 ·監督職員 → 監督員 ·平成 → 令和

2 契約等手続きの修正

県の入札・契約関係の制度等の改正に伴う文言の修正を行いました。

(1) 着手届の廃止

(2) 法定福利費を明示した内訳書の提出を明示

3 工事関係

作成書類を含め、可能なものは統合するなど分かり易いものとしました。

(1) 提出等書類の区分を整理(提出、報告、提示の区別を明示)

(2) 書類の提出等の根拠の明確化

(3) COBRIS 対象工事の変更による様式の追加(再資源化及び再生資源等使用状況報告書)

(4) 施工体制台帳及び施工体系図の内容見直し(下請負人等一覧表の廃止含む)

(5) フロン排出抑制法の法令名称を修正

(6) 提出等書類の一部廃止(使用材料発注先調書)

(7) 準用図書を最新版に更新(工事写真部分)

(8) 保全に関する資料の作成対象及び作成担当者の一覧表を掲載

(書類の作成担当者として、設計意図伝達業務受注者又は工事受注者を明記)

(9) 監督員の承諾が必要な書類とそれ以外の書類の表紙を整理

(10) 使用材料一覧表を資・機材一覧表へ修正(保全に関する資料との整合)

(11) 工事打合せ簿を国様式に統一(これにより工事施工(変更)協議書の廃止)

(12) 総合施工計画書の会社印・代表者印の押印を廃止

(13) 施工計画書等の一律押印を廃止(自署した場合は押印不要)

(14) しゅん工検査にあたり、監督員が準備・持参すべき書類を明記

(15) 産業廃棄物の処理に関しまニュフェストの写しの提出を廃止(原本提示のみ)

(16) 建設リサイクル法対象工事の告知書の提出を不要

(17) 公営住宅に関する工事の場合の取扱いを併記

(裏面に続く)

4 資料関係

関係法令等の変更に伴い様式等を更新しました。

- (1) 施工体制台帳及び施工体系図を最新の様式に更新
- (2) 表示板を最新の様式に更新
- (3) 営繕工事の施工管理・施工に関する技術者・資格者を最新の情報に更新